

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症（オミクロン株）に対する積極的疫学調査の重点化については、令和 4 年 1 月 28 日付福県医発第 2988 号（地）にてご連絡しているところです。

今般、厚生労働省より標記事務連絡において、オミクロン株の特徴を踏まえ、感染状況など地域の実情に応じて、自治体の判断で、全ての新型コロナウイルス感染症感染者に対する濃厚接触者の特定・行動制限を含む積極的疫学調査を行わない場合の実施方針等が示されたことから、本県域（両政令市及び中核市を除く）における取扱いを下記のとおりとした旨、別添のとおり福岡県保健医療介護部より連絡がありました。

また、濃厚接触者の待機期間の取扱いについては、これまで医療従事者のみが毎日の業務前検査で陰性を確認することで業務従事が可能とされていましたが、介護従事者、障がい者支援施設等従事者、保育園・幼稚園・学校等の職員についても同様の取扱いが可能とされるとともに、5 日目の PCR 検査又は抗原定量検査、あるいは 4 日目と 5 日目の抗原定性検査により陰性を確認することで 5 日目から待機解除とする取扱いについても、社会機能維持者であるか否かに関わらず可能とされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

記

1 同一世帯内で感染者が発生した場合

(1) 積極的疫学調査

- ・陽性者に対して、届出を受理した日の翌日までに連絡し、発生届の記載内容等を踏まえて、「年齢、職業、重症化リスクの有無、ワクチン接種歴、同居者に高齢者など重症化リスクの高い者がいるか」等を把握する。

(2) 濃厚接触者の特定及び行動制限

- ・同一世帯内のすべての同居者が濃厚接触者となる旨を陽性者に伝達することをもって特定することとし、濃厚接触者として外出自粛等の行動制限を要請する。原則として、行政検査は実施しない。ただし、保健所の判断によりハイリスク者（人工透析患者、免疫抑制状態にある者、抗がん剤投与中である患者）等に対し、必要に応じて実施することは差し支えない。

2 事業所等（以下3及び4に示す施設を除く）で感染者が発生した場合

（1）積極的疫学調査

- ・積極的疫学調査の重点化対象施設ではなく、事務連絡においても調査の実施を求めないとされていることから、保健所による施設調査は実施しないこととする。

（2）濃厚接触者の特定及び行動制限

- ・事務連絡に基づき、濃厚接触者の特定は実施せず、行動制限も求めないこととする。
- ・ただし、陽性者とマスクの着用等を行わず、会話、飲食等した者（1メートル程度の距離で15分以上、濃厚接触者に該当する可能性がある者）等は、濃厚接触者の待機期間に準じた一定期間の外出自粛や検査の併用など感染拡大防止対策を実施することとする（この場合の感染拡大防止対策については、当該接触者が自主的に行うことを基本とする）。

3 ハイリスク施設（重症化しやすい者が多数入院、入所等している施設：医療機関、高齢者施設、障がい者施設）で感染者が発生した場合

（1）積極的疫学調査

（2）濃厚接触者の特定及び行動制限

- ・積極的疫学調査の重点化対象施設であることから、これまでどおり保健所による施設調査を実施する。

4 保育所、幼稚園、学校等^{※1}で感染者が発生した場合

（1）積極的疫学調査

- ・積極的疫学調査の重点化対象施設ではないため、保健所による施設調査は実施しないこととする。

（2）濃厚接触者の特定及び行動制限

- ・各事業者（施設管理者等）において、濃厚接触者に該当する可能性がある方を特定するためのチェックリスト（県ホームページに掲載^{※2}）等を用いて、特定の上、濃厚接触者に該当する可能性がある方に対して自宅待機を要請する。

※1 「保育所、幼稚園、学校等」…認定こども園、小中高等学校、特別支援学校、放課後児童クラブ、専修学校、各種学校、大学等

※2 学校等における濃厚接触者に該当する可能性がある方のチェックリスト

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid19-g-checklist.html>

5 その他

- ・集団感染（クラスター）の発生にあたっては、ハイリスク施設に対して、保健所による重点的な積極的疫学調査を行うことを基本とする。また、必要に応じて、県行政は感染症対策専門家等の派遣による施設内感染対策の指導等を行うこととする。
- ・医療機関・高齢者施設・障がい者施設のうち、通所系・訪問系の事業所については、原則、国事務連絡「1.（5）集団感染（クラスター）が発生した場合」により保健所において対応するが、ハイリスク者が多数利用するなどハイリスク者への感染拡大の恐れがある場合には、更なる感染拡大を防止できるよう、十分留意して対応することとする。